

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令 和 7 年 6 月 23 日 (月)
午 前 9 時 29 分 開 議

議員定数 9名

出席議員 9名

板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	阪本 久代
堀内 和久	垣内 憲一
岡本 安弘	南出 昌彦
土井裕美子	

他に 議長 田中 博晃

会議に付した事件

1. 議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第9号 財産の貸付について
3. 報告等（(仮称)橋本市新しい学校づくり推進計画の策定に向けた進捗状況等について）

説明員

副市長	小原 秀紀	教育長	今田 実
病院事業管理者	古川 健一	病院長	駿田 直俊
危機管理監	大岡 久子	総合政策部長	井上 稔章
総務部長	中岡 勝則	財政課長	三嶋 信史
消防長	永井 智之	経済推進部長	三浦 康広
都市整備課長	茶原 正人	上下水道部長	堤 健
水道経営室長	寺田 嘉文	健康福祉部長	犬伏 秀樹
こども課長	野間 郁弘	病院事務局長	池之内正行
医事情報課長	谷澤 由紀	教育部長	岡 一行
学校再編推進室長	家田 郁久	会計管理者	兼井 和彦
監査事務局長	岩坪 恭子	選管事務局長	辻本 昌亮

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長	笹山	奨
議事調査係長	中井	ユリ

事務局次長	森本	和也
-------	----	----

(午前9時29分 開議)

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、6月19日の本会議において本委員会に付託された議案第7号および議案第9号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(板橋真弓君) 議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長(池之内正行君) おはようございます。まず、日頃は病院運営・経営にあたりまして多大なるご支援を賜り誠にありがとうございます。また、先の議会では、国・県への意見書の提出でもご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本件につきましては、令和7年3月の議会での提出議案となっておりますが、精査・調整の必要性から撤回させていただいております。今回、内容の精査・調整にあたり、現在の病院の経営状況、昨今の物価高騰等も踏まえまして、見直しを行なった内容をまとめてご説明させていただきたいと思っております。説明は、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(板橋真弓君) 病院医事情報課長。

○病院医事情報課長(谷澤由紀君) おはようございます。では、説明いたします。よろしくお願いいたします。

まず、改正の概要ですが、市民病院の特別の療養環境の提供、いわゆる個室料金について金額を見直したいと考えております。

なお、施行にあたっては、周知期間を3か月とし、令和7年10月1日からとしたいと考えております。

現在の個室の料金ですが、市内の居住者に関しましては、税込みで5,500円。市外の居住者は税込み7,700円となっております。それを、市内居住者は7,700円。市外居住者を9,900円への改正と考えております。個室代に関しましては、消費税の課税対象となりますが、国税庁通達により、助産に係る資産の譲渡に該当する場合、主にお産での入院ですが、非課税となります。ですので、条例では総額表示を行うために、課税・非課税で別表の第4と第3に分かれております。

次に改正の理由ですが、平成16年の新築移転より個室料金の見直しを当院は行っておりません。和歌山県内を中心に、Web及び厚生局への届出内容による調査を行いました。同じ病床機能と思われる病室設定と比較して、当院の金額が若干低いことがわかっております。橋本医療圏、橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町においては、橋本市民病院と機能が比較的近いと考えられる病院は、紀和病院・紀北分院となりますが、中央値と思われるのは、税込8,000円前後と考えられます。後ろに、和歌山県内のものを参考1、橋本医療圏のものを参考2として付けております。

このため、橋本市内金額を5,500円から2,200円増額し7,700円としました。併せて、橋本市外の金額も7,700円から同額2,200円の上げ幅とし9,900円としました。また、同額の上げ幅とした理由に関しましては、1万

円を超過する金額に設定しますと、和歌山県内での水準と大きく離れる恐れがあるため、前述の金額が妥当と考えました。

なお、隣接の南和医療圏に位置する南奈良総合医療センターでは、構成市町村管内 7,700 円。管外 9,900 円となっており、今回の金額設定と同じとなっております。

次に、増加する収益の増加ですが、収入としましては、令和 6 年度の実績より、約年間 3,000 万円弱の増収を見込んでおります。今年度は 10 月、可決されました 10 月からの改正となるために約その半分の 1,500 万円程度と見込んでおります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）おはようございます。今、説明をしていただいたんですけども、改正の理由の中に、平成 16 年の新築移転より見直しを行なっておらずということで、今現在のこの料金の比較っていうものが行われています。近隣で言えば、この紀北分院であるとか、例えば紀和病院、山本病院とかが、今はこの金額ですけども、いつぐらいにこの金額になったのかっていうことはわかりますでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）すみません。まず、紀北分院に関しましては、新築のときに、この個室の料金になったということはわかっておりますが、それ以外の、ちょっと紀和病院であるとか、山本病院に関しましては、いつからちょっとこの料金設定をされておるのかは把握をしておりません。申し訳ございません。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）ありがとうございます。早い話が、今までは市民病院が比較的安くて、市民病院を選択した患者さん多いんじゃないかなと思うんですけども、値上げするって、市民病院の経営が苦しいっていうのも、かなりいろいろ市民の中にも知られてきていることだと思うんですけども。それで値上げするっていうことになったときに、前年度個室これだけ使われたからっていうことでの増額の予算、これだけ増えるだろうっていうふうになってるけど、この個室料金が上がったことによって個室を選択しない、または、ほかの病院に行くっていうふうな影響は考えておられないんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）まず、患者さんが病院を選ぶにあたりましては、まず、医療の質とか利便性が、まず第一に考えられるのかなと考えております。ですので、個室の料金で病院を選ぶことっていうのは、あまり想定はしておりません。また、今回、市内の方 7,700 円としましたが、近隣の個室料っていうのが、大体この 7,000 円前後、8,000 円前後っていうところになっておりますので、それで、ほかの病院に行かれるっていうことは、あまりちょっと想定はしておりません。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）おはようございます。料金上げることに関しましては、3 月の定例会のときにお話しさせていただいたんですけど、もう了解をいたしました。ただ、この比較をするところで、参考 2 のほうは、近隣と比べてるのはいいんですけども、参考 1 のほうですね、和歌山県内で比較してるっていうことなので、どうなんですかね、和歌山県内で比較するのが妥当な比較対象なのかってい

うのが、私ちょっと疑問にありまして、例えば地域手当が同じパーセンテージの都市と比べて料金がどうですとか、和歌山市と橋本市は、大阪圏内と考えてもいいのかなって言うので、大阪府内の医療機関と比較してどうだっという何か数字があって比較されてたら、よりわかりやすかったかなとは思いますが、その辺ってご検討とか、比較とかされましたでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）その大阪の水準等も調べまして検討しましたが、大体同じ機能・規模での個室の料金は、大体8,000円ぐらいとなっております。あとですね、当院の個室を利用される方の市内と市外の割合ですけれども、7割と3割となっております。市外の方につきましては、医療圏で言いますと、大体、那賀とか南和、五條からの方となっておりますので、この近隣の個室の料金の水準に合わせたということです。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員長（板橋真弓君）すみません。反対の立場で討論を行います。

市民病院の経営が大変ということは、私も認識しておりますけれども、その解消のためについていうか、一部解消のためにということで、結局は住民に負担を求めるっていう点で、反対をいたします。

○委員長（板橋真弓君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）私は、本議案に賛成の

立場で討論させていただきます。

社会情勢と言えれば簡単な言い方になるんですけども、やっぱり一律上げていくっていうのは、今、均等なこと。賛成討論で申し上げることではないんですけども、今の経営状態苦しい中の企業努力の中でも、納得いけないのは人勤であったりとか、そういう職員に対しての配慮っていうのができてない。開設者は開設者で、市民病院は市民病院で考えてる。いろんなことを進めていく中で改革の一つとして、できることをやっていこうという選択肢の中で、このベッドの料金、前3月議会で、ご指摘されたことを謙虚に受け入れて、市外・市内料金もやれることをやっているということに対しては、高く評価いたします。安いに越したことはないんですけども、やはり社会情勢に合わせた値段の価格高騰、それ以外のことも上げていっていただきたい。そして、病院の経営改革を改善させて、市民から愛される病院になっていただきたいということを願ひまして、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（板橋真弓君）次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これで討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（板橋真弓君）起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第9号 財産の貸付について

○委員長(板橋真弓君) 次に、議案第9号 財産の貸付について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長(野間郁弘君) おはようございます。それでは、議案第9号 財産の貸付について 資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページ目、1.趣旨なんですけども、本議案は、令和7年4月に新規開園した紀見こども園への統廃合に伴い、3月末に閉園した紀見保育園を株式会社CORE.に有償で貸与するものとなっております。2.施設概要ですが、名称は旧紀見保育園、所在地は、胡麻生323-1です。施設は、土地と建物で、建築年度や地番、面積等は一覧表のとおりとなります。次に3.募集要項などですが、令和7年4月8日から4月22日までを応募受付期間として募集を行いました。提案内容は、教育・福祉の向上に資する事業、地域産業の振興・活性化に資する事業などとしておりまして、貸付金額は月額10万1,000円。貸付期間は令和10年3月までとして募集をしたところ、4月22日付けで、株式会社CORE.から申請をいただきました。4.応募者についてですが、こちらは登記情報からの抜粋となります。商号は株式会社CORE.です。住所は胡麻生552番地、設立年月日は令和7年5月8日となっています。

資料2ページ目になります。目的は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスなどとなりまして、資本金は100万円。役員は代表取締役として、杉本 卓哉さん、取締役として杉本 俊彦さんとなっております。

ます。5.事業計画ですが、こちら紀見保育園の利活用の計画になります。就労継続支援B型事業所として、利用者自らが多種多様な仕事を通じて自己肯定感、向上心を養い、日常生活や社会生活を送ることができるよう継続して支援を行うこと、また、一般社団法人はしっ子えがおサポートと連携し、地域食堂(子ども食堂)、児童の学習支援、農業体験、独居高齢者へのお弁当配達等を行う計画となっております。6.審査結果ですが、令和7年5月13日に審査委員会を開催し、選定委員5名による審査の結果、60点満点中5人の平均点41.2点と、審査基準の60%(36点)を超えましたので、今回、貸付の候補者として決定いたしました。このあと本議案をご承認いただければ、法人と契約を交わしたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) 少しね、貸すのが反対とかじゃないんですけども、この資料について、ちょっと疑問に思うところがあるので、お尋ねします。

まず、一点目は、ここの会社設立年月日が令和7年5月8日になってるということなんです。設立もしていないのに応募、応募期間だとか、一次審査期間が4月30日、二次審査は5月13日で設立したあとですけども、これって一体どういうことなんだろうかっていうのが一つなんです。最初に議案に出たときに、株式会社CORE.っていうのもネットでとかも調べたんですけども、いろいろ出てくるんですよ、同じ名前のところが。けども、ここの胡麻生の場所はなかったんです。だから、一体何をするとところかなって思って

たんですけれども。今年の5月8日に設立と、
なお且つ、今まで何をされてたのかよくわから
ないんだけれども、就労継続支援B型事業
所としてということで、この経験があるとか
なのはどうかっていうことをお尋ねします。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まず、応募要項
では、法人・個人を問わないというふうにし
ておりまして、この応募の段階で、法人であ
るっていうことは、一応、どちらでも大丈夫
っていうことで募集をかけさせていただきました。
申請いただいた段階で、このあと会社を設立
する予定であるっていうことを聞かせていた
だいておりましたので、最終的に5月8日に
登記を行なったということで、後ほど、登記
の資料をいただいております。

あと、B型作業所と福祉サービス事業を行
なってるかどうかというところなんですけ
ども、今回初めて実施するということにな
っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）そうしましたら、全く
経験なく、全く初めて事業を行われるとい
うこともわかってたけれども、まあ言うたら
合格点が出たということなんですね。本当
にそれで大丈夫かなってすごく心配になる
けれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）事業としては初
めてになるんですけども、審査委員会での
プレゼンテーションの際なんですけど、従業
員であるとか、利用者さんの、もう確保が
一定目処が立っている状況で応募いただい
ております。ですので、このあと議決をい
ただいて県の認可が通りましたら、事業開
始一年目から収益が見込めるっていうと
ころと、一般社団法人はしっ子えがおサ
ポートと連携する形になってまして、こ
ちらのほう既に地域で

いろいろ実績、精力的に活動していただ
いてる団体になりますので、審査委員会
においても、一定の評価をいただいたとい
うことで、今回、候補者として挙げさせ
ていただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）すみません。
補足のほう、障害の事業所のところでさ
せていただきたいと思いますんですけども。
今、こども課長からご説明させていただきました
プレゼンテーションのときに、委員のほう
から様々ご質問等ある中で、当然、今の
事業所、障害のところの部分というのも
ございました。その際に、回答いた
だいておりましたのが、事前協議とい
うことで、この障害のB型作業場
っていうのは、県の認可事業とな
ってまいりますので、事前協議とい
うことで、既に県の窓口である保
健所のほうに、既に審議のほう
提出して行なっておるところを
いただいております。

あと、これも先ほど課長からございま
したけれども、利用者と従業員につきま
して、奈良県のほうで障害の事業所を
されていたところが、ちょっと代
表者さん、今回のこの代表者さん
とお知り合いの事業所だったらし
いんですけれども、そこの事業所
がちっと理由があってお辞めにな
られるというところの中で、その
従業員と利用者、ちょっと具
体的に言いましたら、従業員で4
名ほど、あと利用者が10名ほど、
こういう形で橋本市のこの胡麻
生のほうで、もし事業をされるん
やったら、そちらのほうに移りた
いよというふうなお声もあったと。
先ほど、一定の確保というのが、
そういう理由なんですけれども。
それに基づいて収支計画等もあ
げてきておりましたので、その
あたり審査した結果、このような
評点になってるというところ
でございます。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) ほかにありませんか。

堀内委員。

○委員(堀内和久君) 何個か聞きたいんですけども、審査にあたった方は誰ですか。これが一個目。

あとは、そうですね、この一連の流れ云々っていうのはわかったんですけど、これはもう福祉部じゃなくて、普通財産、行政財産あるかと思うんですけど、私過去に空いた部分って言うんですかね。もう元取った土地とか建物っていうか、新しく建てたら古いところをどう利活用していくとか、そういう観点で、以前、市長室に入って貸してほしいって言ったんですけど、市長の意向は、今後はもう貸さない、全部売っていくんやっていうふうに言われたんです。秘書課議事録とっと思うんで、それは間違いないと思うんですけど、それとこれとの整合性はどうか、これ二点目。

三つ目に、二つぐらいにしとしましょか。お願いします。

○委員長(板橋真弓君) こども課長。

○こども課長(野間郁弘君) まず、選定委員なんですけども、健康福祉部長、総合政策部長、総務部長、福祉課長、家庭教育支援室長の5名で構成されております。

二点目の貸付をしない、売却の方向でっていうところなんですけども。一応、市の方針としては基本的には売却っていう形で進むのが一番収入も入ってくる形になりますので、有利な方法かなと思うんですけども。今回、まず3月やった紀見幼稚園と今回の紀見保育園なんですけども、利用したいよっていうところの話があったっていうところと、今回、選定委員会においても、売却、購入の意思があるよっていうところを確認させていただいたところで、期間を区切って貸付を行うこととさせていただきます。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) 別にそういう変なことはないと思うんやけど、この株式会社CORE.の、何て言うか役員の名前って聞いたことある名前やなと思って、何て言うのかな、私貸してくれって言うたら、私には貸してくれへんで、この人には貸すんかって、これは個人的なことなんで、これはもう精査いらない、笑い話で結構なんですけど。事実上、貸してくれなくて、買わなアカんだともあるっていうのは、市職員全体でちょっと理解してほしいなと思います。今後のこともあるんで。きちんとルール定めていただきたい。これが一点、これは答弁結構です。

聞きたいのはこっからなんですけど。給食センターで記憶に新しいと思うんですけど、最適化事業債ですよ、これ。ここで聞きたいんですけど、4つの園、新こども園が柱本、紀見ヶ丘に建つとるんで、そこが1園解体して新しくなるとる。残りの3つの園が最適化事業債のルールに則ると思うんですけど、そのうちの1つですよ、ここ。ついでに聞きたいのは、ここと御幸辻と境原幼稚園になるんかな、境原の敷地内にあるんですね、教育現場の中にある、これらはどうなるのかっていうのも、一応、それで答弁、議事録ください。

あと、これに関しては3年、こども課長の答弁は、私どえらい理解できるのは、継続性と運営と今後やっていけるであろうというていで、審査してくれた5人の皆さんが責任を持って貸すっていうことなんで、3年経ったら買うてくれるであろうと思うんですけど、もしこれ買うてくれへんだら、2つのデメリット出てきますよね。そこで来とる施設の利用者の子らの行き先をいい加減にしようことを承認してしまったんかっていう重みと、3年経ったらこの土地を市がスク

ラップせなあかんくなるんですよ。設計かけてなんやかんやしたら半年、1年かかりますよね。3年間、もう3年切っとるんで、これを貸してしまうと、あと2年以内に更地にせなあかんっていうデメリットも出てくると思うんやけど、これは買い取ってくれるというのを確信した約束っていうのは、審査基準にはならなかったのか、否か。これはすごい重たい。3年後に先送りしてしまうんで、我々が。これについては、担当課としてはいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まず、一点目の適性債の対象となった4園の今後になるんですけども、先ほどおっしゃっていただいたように柱本幼稚園は既に解体されております。紀見幼稚園は令和7年3月議会で承認をいただいてまして有償で貸与をしておるところです。紀見保育園については、今回の議案となっております。あと境原幼稚園につきましては、現時点では、こども課としては、解体、除却の方向で検討を進めております。

あと、二点目の審査基準として売却のところっていうところになるんですけども、審査委員会の中でも、売却の意思があるかっていうところ確認させていただいて、期限が令和10年3月までの貸付になりますので、その後、購入していただけますかっていうところで、購入意思は確認させていただいて、この3年間の間に資金を貯めて購入していきたいというところを聞かせていただいております。確かに、条件としては、今回貸付にかかる募集でしたので、売却等の金額等についてはお示しはしておりません。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）誤解しないでいただきたいのは、別に僕はいいんですよ。審査した方々が責務とあれを持って、前向いていった

んであれば、僕は反対するものではないんですけど。今の課長の答弁で言うと、ちょっと、もう一個矛盾するのが、何て言うかな。もし万が一って言うか、最初に買い取ってくれることを前提としないと、他に最適化事業債、今までありますよね、給食センターはギリギリで、旧橋本の給食センターは市民の税金をもって解体しました。高野口は、起債とか負債がある中で、それも込みで売ったんかな、名義変えたとか、そういうことが、これから起こってきたら、また議会で揉めて、揉める種を先送りしていくことが議会としては、ちょっと懸念しとるんですよ。

あと、さっきの答弁の中で再質問させていただくんですけど、買い取ってくれるって言いますけど、3年間のうちに基金を、お金を貯めて買い取るように努力するっていう姿勢が垣間見れたような答弁をしとんですけど、じゃあ3年後にいくらで売りますっていう議論は、ちゃんと具体的な数字は出したってあるんですか。お願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）売却価格の最終の金額については、不動産鑑定を取ってからになるので、現時点ではまだわからないところなんですけども、参考価格っていう形になるんですけども、貸付料を決定する際の固定資産評価額とかお伝えできるかなと思ってますので、その点ちょっとお伝えはしたいかなと思っています。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）議案で付託案件で諮る前には金額伝えてないっていうことなんですよ。伝えてあるんか、否か。これから伝えるって今聞こえたんやけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）この委員会の前までに金額のほうは伝えておりません。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ということは、当該法人は、3年間頑張っていくら貯めたらええかわかれへんですね。っていうことですよ。いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）おっしゃるとおり、現時点では、法人さんはいくらになるかっていうところは、お伝えできておりませんので、このあと参考の金額っていうのを、ちょっとお伝えしたいなと思っております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）僕は、もうこれで最後です。そしたら、例えばですよ。これ可決しました。3年後買うてくれるであろうという審査員も期待こめて、平均点上回りました。我々議会も賛成しました。ほんだら、やっぱり買うのに、例えば2,000万ぐらいかかるよって言ったときに、それちょっと高いんちゃうの、それやったら、うちよう買わんはっていう議論になったら、これヤマ返されたときは、法的義務、法律、これはどうなるかだけは、議事録に残しといてほしいんですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）答えられますか。

こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）すみません。ちょっと法律に関しては、ちょっと調べさせていただかないと、ちょっと即答はようしないかなっていうところです。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみませんね。こども課にはお世話になっとるし、聞きたくはないんですけど。こども課長も2年、3年で変わるんです。だから、次の世代に負の仕事を残しといたたらあかんから、今、掘っとるんです。福祉部に一個も文句ないけど。これはやっぱりね、市長も言われるように基本売却って言うんやったら、その姿勢を曲げたらあかんだんちゃうんかなって言うのが、入口で

一点と、ほんで、僕は福祉事業とかそういうのは、橋本市、特にA型なんかは、けんけんがくがくやっとなで足らんから、B型もA型も充実させていったらなあかん。自治体の病院とかも連携して、市民病院近いじゃないですか。何かあったらすぐ行ける距離やし、教育と福祉の連携って言うのは、橋本市で唯一のええ言葉やと思うんで、こういう福祉事業者を、この空いた建屋に持ってくるって言うのは、基本賛成の姿勢なんですけど、ここのお金のルール、この不動産は最適化事業債の残った空き家やっていうことの整理を、未来に先送りしたらあかんと思うんです。その点については、やっぱりちゃんとしといたらんと、私個人は賛成してあげたい、福祉事業なんで貸してあげたいとは思っとんですけど、そのあと3年後に、何て言うんかな、ここに今、答弁者おる中で何人残っとんか、私も3年後って言ったら、おるかおれへんかわかれへん。これはちょっとね、後ろに座っとる、外で構えとる人たちに対して、かわいそうな案件を残すんじゃないかなって。

ほんで、今、解体したらこの程度で済むけど、3、4年後、5年後に解体したら価格高騰の議論だいぶしててでしょ。まだ上がりますよ、燃料とか。そういうのが、ちょっとお金ない橋本市、財政畑とかどんなふうに指導しとんかなって言うのが、ちょっと僕、これは福祉やから、こども課やから、ここだけに任しといたらええっていう、これの売ることだけ、売却することだけ、貸すことだけの議決をとったらええんやって、この点じゃなくて、それこそ点と点を線で未来へ、その辺誰か答弁できます。通告ずれとったら止めてください。答弁ください。

○委員長（板橋真弓君）どなたか答弁できますか。

総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）不動産の売却とい

うことで、一定の方向っていうのはあるんですけども、一旦、公共施設の整備計画というか、公共施設の適正な管理ということで、売却、おっしゃるように、前提ではあるんですけど、先ほど、こども課長が申しましたように、案件ごとに貸してほしいというものがあれば、賃貸ということでの活用も考えております。もちろん3年という期限を区切って公募をかけて申し込みをいただいておりますので、その時点で3年後どうするかっていうのを見据えたうえでの計画ということになっておると思います。ですので、先ほど、金額的にはいくらで売却できるかっていうところのお話はしてないということですが、今後、事業者とのですね、話も密にしながら、その辺、今後、どうしていくかっていうところも、実際事業を開始してからのことでもございますので、その辺は詰めていけるのかなというふうに思っております。いずれにしても、期限が適正債の関係で来ますので、そこはしっかりとですね、今後のところを見据えながら、応募いただいた事業者とともにですね、事業を進めていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ほんなら、貸すほうでも、ショートリリーフで、違う建屋が見つかるまで、解釈の違いなんですけど、3年間ここ借りて買えれへんだ場合、その利用者のために、またどっか違うところへ仮に移ったと仮定しますよね、3年間だけ貸して、10万1,000円の3年弱分、もう過ぎとるから3年弱分が入ると、その次にまた空き家になるから解体する云々っていうのは、先送りしたらあかんよっていうのは、もうこれはこれで私の個人的な見解なんでいいですわ。

でも、基本返すときは原状回復なんで、エアコンとか空調、LEDとか建屋、ボロいって言うたらあれですけど、かなり老朽化しと

るんで。3年間福祉すんのに、ある程度先行投資、設備投資、次の人とするでしょう、ええ意味で言うたら設備投資やけど、返すときは原状回復で返すっていうこととか、これちゃんと説明しとかんと、あとで揉めますよ。その貸すほうの選択肢で、ちょっとでも貸したろうっていう方向に切り換えとんであれば、出るときはある程度こういうふうにして出てねっていうルール、基準を定めとかんと、もうどうせこぶつからええわじゃなくて、ほかに家賃取って借りていただいとることに示しつかんよって、原状回復でっていうのは、やっぱりちゃんとある程度のルール、ある程度のグレーはいいですわよ、どうせ解体するんやから。でもそこらはちゃんと決めといたらんと、今、お偉方前に座っとる一列目、二列目の人らが退職したあと、次に来る人らが、あのときどんな気持ちで、どんなふうに議決したんやろうって、僕ら議会議員が議決したからやないかっていうのも辛いんですわ。だからそこは、ちゃんと制度設計してから議案にあげていただきたいっていうこと。総務部長も理解してくれと思うんで、もうこれ以上申し上げることないけど、ルールはやっぱりちゃんと一定基準していただきたい。ほんで、この法人に対して、議会でこういうふうに揉まれたっていうことを報告して、ひょっとしたら手下げられるかもしれませんよね。そこはちゃんとしといたらんと、狭い入口を入れてきて、大きく羽ばたいてほしいと、おっきな入口で詰めてあとで揉めるのはよくないと、そういうことを申し上げとんで、ちょっと答弁ください。もうこれ以上申し上げることはないんで。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まず、一応、修繕等入るという話は聞かせていただいております、一応、契約書上原状回復の条文も盛り込むつもり、予定をしておりますので、

そちらで対応できるかなと思っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

垣内委員。

○委員（垣内憲一君）この審査決定のところやけど、60点満点の中で42点か。審査基準は36点でいけてるんですけども。この60点満点にならなかった理由っていうんですかね、ちょっと教えていただけますか。主などこ。ほんで、その審査基準の、その点数付けどういう、何があんだかっていう、そういう資料見せていただけるのか、それもちょうと教えていただきたいです。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まず、審査につきましてなんですけども。一応、5名の方の合計で平均とった点数っていうところになっております。やはり委員の中でも、新しい会社っていうこともありまして、収支計画のところ、やはりいろいろ質問等も委員会ではありました。ですので、そちらの収支計画について、本当に大丈夫かなっていうところで、若干、点数としてはちょっと低くなったのかなというふうに思っております。この点数が、お示しできるかっていうところなんですけども、お示しはできるかなと思っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本安弘君）今、お話聞いてて、利用者さんも約10名程度もういらっしゃるっていうことなんですけど、このあと、これ議案が通ったとして、今、聞かせていただいている範囲で、今後の予定っていうのは、どういうふうになってます。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）このあと、本議案が通りましたら、法人さんと契約に向けて、

まず、月額10万1,000円をどう支払うかっていうところも含めて協議させていただいて契約をさせていただくような流れになると思います。この契約が終わりましたら、法人としては、福祉サービス事業の認可の本申請を行うというふうに聞いております。本申請が通れば事業開始という形で聞いております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）岡本委員。

○委員（岡本安弘君）概ね、いつ頃頃営業というか、開業する予定を想定してます。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）今のところ、8月1日事業開始で認可の申請をあげていくと聞いております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）すみません。ちょっと確認だけですけれども。建築年数が昭和59年と、だいぶ老朽化してるのではないかなっていうふうにちょっと思うんですけれども、この株式会社CORE.さんが応募されて、ここを開設されるっていうことになってですね。契約上、雨漏りが出たとか、水回りが多分だいぶ傷んでるのではないかなっていうふうに、ちょっと危惧するところがあるんですけれども、そういう修繕とかに関しては、どのような契約をされる予定なのか、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、教えていただけたらと思います。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）修繕につきましては、法人で実施していただくということで契約をする予定です。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）ほかありませんか。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）雨漏りもすべてって

ということですね。雨漏りとか、排水管が壊れてとか、それから、ここは保育園だったので、給食、多分配食サービスもするっていうことなんで、そこで、子ども食堂とかもされると思うんで、そのままの多分機械が置いてあるのかなっていうふうには、ちょっと思うんですけれども。そういうところも含めて、そこ、もしも壊れてしまったら、それを撤去しないといけないとか、そういう細かい部分になるんですけれども、そういうのも一切この法人さんにさせていただくっていう、市はその辺でお金は全然全く持ち出しはないっていう、そういう感じでよろしいですか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 現状のままお貸しするっていう形になりますので、いろんな修繕発生する場合は、法人さんで負担していただくという形になります。

○委員長（板橋真弓君） 土井委員。

○委員（土井裕美子君） 以前から、ここが保育園だったときに、保育園ですから送迎の車がたくさん入ってきて、ちょっと道路が狭かったような状況でしたので、いろいろ近隣の住民さんとトラブルが起こったりとかしていたというふうに認識をしております。今ままでこの保育園の周りが田んぼだったんですが、住宅開発をされて、住民さんがより増えました。作業所ですので、そんなに送迎はないかなと思うんですけれども、その辺の交通事情というか、近隣トラブルっていうようなことが起こらないようなご指導っていうか、借り主さんに対して、ご指導はされておられますでしょうか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 今回の事業所開設については、一応、定員として10から20名で多分申請されると聞いておって、もともとの保育園が70数名園児さんがいた施設になっておりますので、交通量と言いますか、

車の入る量はだいぶ減るのかなと思っております。こちらの事業をするにあたっての周辺住民さんへの周知とか説明等についても、法人さんで行なっていただくような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君） ほかにありませんか。

南出委員。

○委員（南出昌彦君） これ審査をするにあたって事業計画であるとか、収支計画も十分検討されたと思うんですけど。この委員会として、最終的に一番重要な要素となってくるのは、やっぱりこの選定委員会の審査基準をクリアしたというところが、一番私としては重要視したいなと思います。そういう中では、事業計画なんですけども、先ほど収支計画も若干意見も出たということなんですけども、もう一度ちょっと再確認ですけど、この収支計画については、十分整合性のある可能な計画であったのかどうか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 収支計画につきましては、委員会の中でもいろいろ質疑があったところになっておりまして、ちょっと繰り返しになるんですけども、従業員と利用者の一定の確保はされるっていうところで、一年目から収益があがる計画、収益が出るっていうところと、一般社団法人はしっ子えがおサポートさんも一緒に入っていただくっていうところで、一定の安定した経営が見込まれるのではないかっていうところで審査をいただきました。

以上です。

○委員長（板橋真弓君） ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君） 貸付金額の月額10万1,000円なんですけども、貸す平米数が2,672㎡ですかね、これ10万1,000円だと、

1 平米あたり 37.8 円ってすごくお安く貸してるなと思ってですね。事業者さんからしたら、お弁当作るんやったら、このグラウンド部分要らんわとか何かそういう話になるのかなと思ったんですけど、ここも全部借りていただけるっていうことなんですけど。すごくお安いんで、これって何か算定基準ってどういうふうにされてるのかって話と、福祉作業施設なので、何か減免とか、そういうのも加味してっていう話であれば、どういう算定基準でこの値段になってますっていうことだけ教えてください。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） この貸付料の 10 万 1,000 円なんですけども、これまでの、しみず保育園とか紀見幼稚園の貸付と同様の方法で算出しておりまして、具体的には、土地評価額の 4 %、土地評価額から建物解体費用を減じた価格の 7 %の価格を合計しまして、その合計を、教育福祉に利用するということで、5 割軽減した価格を年額としまして、12 月で割った金額を月額の貸付料っていう形で算定させていただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君） 岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君） あと、3 年間貸すって話なんですけども、あんまり想定、収支計画大丈夫だっていう話だからあれなんですけども、就労福祉施設って結構できたり、潰れたりっていうのが実は多くてですね、これ 3 年間で、もし万が一、五條から利用者さん来られるっていうので、もう近場に見つかったからそっち行くわとか、何らかの理由ですね、経営が難しくなってきたってなるときに、これ 3 年間は貸し続けられるものなのか、もうやっぱりちょっと難しいですって言って手挙げてしまったときに、契約解除っていう形になってしまうのか、そこってどういうふうになってますでしょうか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 一応、計画上 3 年間大丈夫やよって話は聞かせていただいとるんですけども、契約書上は契約の解除の条文も盛り込ませていただいて契約をする予定としております。

○委員長（板橋真弓君） 岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君） もし契約解除になった場合は、先ほど堀内委員が言われたようなことも想定して、市としてうまく対応できるという見積もりでの計画になってますでしょうか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） もし、何らかの理由で契約解除もしくは令和 10 年 3 月までの貸付終わったあとに購入ができないっていうことになりましたら、一応、5 年以内に適正債関係で処分をする必要がありますので、一応、最終が令和 11 年度になりますので、令和 10 年度と令和 11 年度で解体等の対応ができるように貸付の期間を設定させてもらっております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君） 岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君） 今回、もう辞められるところを引き受けてって形なんですけど、また形を変えて、よくある買取っていう形になったりして、その企業さんを違う法人さんが買ってそのまま運営するみたいなときは、こういう場合はどういう、契約をまき直すって話になるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 一応、契約書上は、譲渡もしくは転貸っていうところは禁止っていう形で契約する予定です。

○委員長（板橋真弓君） ほかにありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内憲一君） すみません。そしたら法人は残っても代表者代わるってときあり

ますよね。そんなときでも、もう契約解除っていうことになるんですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）代表者が代わるだけでは、今のところは、転貸とかそういう形にはならないのかなと思っております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
阪本委員。

○委員（阪本久代君）すみません。確認だけなんですけど、これ貸して、貸した期間に何か問題が起こったときの責任っていうか、その対処っていうか、やっぱり元は旧紀見保育園なのでやっぱり住民から、近隣の方からしたらやっぱり市に対していろんなことを言ってくると思うんですけれども。そのときの責任の取り方っていうか、対処するのは、どこになるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）こちらも、一応、契約書上で紛争の解決っていう条文を盛り込む予定なんですけども。基本的には、使用するにあたり第三者に損害を与え、紛争が生じたときは、法人さんのほうで紛争を解決しなければならないっていうふうにしておるんですけども、もちろん所有として市の建物になりますので、一緒になって状況、問題によったら一緒になって解決していくようになるのかなと思っております。

○委員長（板橋真弓君）ほかありませんか。
暫時休憩します。

（午前 10 時 21 分休憩）

（午前 10 時 24 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

この際、10 時 40 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 24 分休憩）

（午前 10 時 40 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。
ほかにございませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）提案というか、質疑ではないんですけど、これちょっと私ら賛否というか、賛成したことへの責任を取りかねる案件であると、採決するにあたっての情報不十分、ほんで、当事者もちょっと情報不十分なように思いますし、皆さまがよければ、継続審議というか、ちょっと一回、委員長・副委員長のほうで揉んでいただけないかなというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩します。

（午前 10 時 51 分休憩）

（午前 10 時 52 分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

ただ今、堀内委員から議案第 9 号を継続審査とすることを求める動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（板橋真弓君）起立多数であります。

よって、本動議は可決されました。議案第 9 号は継続審査といたします。